

# 坂祝町こどもの権利に関する条例が出来ました！

現在の子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待、有害情報の氾濫などの様々な要因によって日々変化しており、子どもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

子どもたちが直面する問題や課題を解決し、子どもにやさしいまちを実現するために、町の行政機関だけでなく、家庭や学校を始めとした地域社会全体でこどもの育ちを支えていくことが重要と考えます。

町では、これまでもこどもの健やかな成長や子育て支援のための施策を展開してきましたが、こどもの権利に着目した取り組みを、より一層推進していくために「坂祝町こどもの権利に関する条例」を制定しました。概要は以下のとおりです。

## 子どもにとって大切な権利

児童の権利条約や日本国憲法などを踏まえ、町の条例では特に4つのこどもの権利を大切にしています。

子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

### 安心して生きる権利

- 命が守られ、安全な環境のもとで暮らせる
- かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれる
- 健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられる
- あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られる
- あらゆる差別及び不当な扱いを受けない



### 自分らしく生きる権利

- かけがえのない自分を大切にすること
- 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重される
- 自分の考えを持ち、表現することができる
- プライバシー及び名誉が守られる

### 主体的に参加する権利

- 自分の意見を表明する機会が与えられる
- 表明した意見が、年齢及び発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされる
- 参加に必要な情報の提供その他必要な支援が受けられる
- 仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加する



### 豊かに育つ権利

- 学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つ
- 様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に慣れ親しむ
- 成長に必要な情報の提供が受けられる
- 年齢及び発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられる

## 大人・地域の責務や役割

こどもの権利を保障するための、大人の責務や地域の役割を明記しています。

【保護者の責務】 【育ち・学ぶ施設の役割】 【地域住民の役割】 【事業所の役割】

## 町の責務と施策の推進

町の責務として、この条例に規定するこどもの権利を保障するため、関係する大人たちの責務や役割を果たすことができるような支援や施策の推進を図ることについて明記しています。

【こどもの育ちの支援】 【子育て家庭の支援】 【こどもの参画の促進】 【こどもの権利の普及】  
【虐待、体罰、いじめ等からの救済等】 【調査研究】

問い合わせ先：こども課(役場内) ☎66-2406